

地方政府が提出する地方立法計画の項目表は下記の通りである：<sup>27</sup>

.....州地方政府条例制定計画

..... 地方政府の部局等

No	種類	主な内容	ステイタス		実施	添付		関連ユニット/機関	提出目標	備考
			新規	改正		アカデミックペーパー	解説又は説明			

.....地方政府の  
部局等代表者

(.....)

<sup>27</sup> 内務省、「地方の法令の制定に関する2015年内務大臣令第80号」、公報2015年第2036号付属書類1

州地方議会が提出する地方立法計画の項目表は下記の通りである<sup>28</sup>：

.....州地方議会条例制定計画

..... 地方議会議員、委員会、合同委員会又は機関

No	種類	主な内容	ステイタス		実施	添付		関連ユニット/機関	提出目標	備考
			新規	改正		アカデミックペーパー	解説又は説明			

..... 地方議会の議員、委員会委員長、  
合同委員会委員長又は部局等の長

(.....)

<sup>28</sup> 同書付属書類 1

## 問 21

州地方立法計画の条例案リスト作成の根拠は何か？

答:

州地方立法計画作成において、条例案リストの作成は下記に基づく<sup>29</sup>：

### a. 上位法令の委任

上位法令の委任を受けた条例案の例：

#### 1. 公有物管理に関する条例案

条例案は、公有物管理に関する詳細規定は、第90条（3）項に規定の公有物管理政策を指針としつつ、条例で定めると規定した「国有物/公有物管理に関する2014年政令第27号」第105条の委任を受けたものである。

#### 2. 環境保護及び管理計画に関する州条例案

条例案は、環境保護及び管理計画は、a) 国家の環境保護及び管理計画の場合には政令、b) 州の環境保護・管理計画の場合には州条例、及び c) 県/市の環境保護及び管理計画の場合には県/市条例により定めると規定した「環境保護及び管理に関する2009年法律第32号」第10条（3）項の委任を受けたものである。

### b. 地方開発計画

地方開発計画は下記から構成される：

1. 国家長期開発計画に準拠し、地方開発のビジョン、ミッション及び方向性を記載した長期開発計画

2. 地方長期開発計画を指針とし、国家中期開発計画に留意して作成される、地方首長のビジョン、ミッション、計画の詳細としての中期開発計画、及び

3. 地方中期開発計画の詳細な内容であり、政府業務計画に準拠し、政府が直接実施するものであれ、住民参加を促進することで実施されるものであれ、地方経済の枠組み、地方開発優先事項、業務計画、資金調達案を記載した、年度地方開発計画

例：

地方開発計画の詳細を内容とする条例案の例：保健実施に関する条例案、公共サービス実施に関する条例案、灌漑管理に関する条例案等。

---

<sup>29</sup> インドネシア、「法令の制定に関する法律」第 35 条

### c. 地方自治及び補佐任務の実施

地方自治実施の根拠は、義務的行政及び選択的行政から構成され、「地方政府に関する2014年法律第23号」付属書類に記載されている、地方に委任された共同行政である。また、同法の付属書類に記載されていない共同行政は、各行政レベルの地方政府の権限となり、共同行政の分担の原則及び基準を用いて定める。

これに基づき、州条例は下記を規制するための内容を記載する:

1. 州の権限
2. 所在地が1つの州内の県/市を横断する権限
3. 利用者が1つの州内の県/市を横断する権限
4. 利益又は負の影響が1つの州内の県/市を横断する権限、及び/又は
5. 資源の利用を州が実施した方が効率的な権限

地方自治及び補佐任務の実施に関する条例案の例:

#### a) 森林管理に関する州条例

「地方政府に関する2014年法律第23号」付属書類に記載の森林管理は中央及び州の権限となっている。

#### b) 中等教育の実施に関する州条例

「地方政府に関する2014年法律第23号」付属書類に記載の通り、中等教育及び特別教育は州の権限となっている。

#### c) 平穏及び公共秩序に関する条例

「地方政府に関する2014年法律第23号」付属書類に記載の1つの州内の県/市を横断する平穏及び公共秩序は州の権限となっている。

### d. 地方住民の願望

例:

地方住民の願望に関する条例案:

- 1) 慣習保護に関する条例案
- 2) 共有地及びその活用に関する条例案
- 3) 小企業の能力開発及び振興に関する条例案、及び
- 4) 庶民市場管理に関する条例案



## 問 22

毎年の州地方立法計画の作成及び決定で考慮することは何か？

答:

州地方立法計画の作成及び決定は、前年に決定された条例案の提案数の最大25%までの追加を条件とし、地方立法計画の実績及び毎年定められる条例を考慮して行う<sup>30</sup>。

シミュレーションすると下記の通りである:

2021年州地方立法計画に関する地方議会決定書の中で定められたのは20の条例案であった。そして2021年の地方立法計画の条例の決定は10であった。2022年に提案可能な地方立法計画内の条例はいくつになるか？

答:地方立法計画で定めることが可能な条例案の数は  $(25\% \times 20) + 10 = 15$  の条例案である。公開追加分を除き、2022年の地方立法計画の中で15の条例案の提案が可能である。

## 問 23

州の立法計画作成における公開追加リストとは何か？

答:

公開追加リストとは、州の地方行政ニーズに応じて提案が可能な特定の条例案リストのことである。

## 問 24

州地方立法計画に盛り込むことが可能な公開追加リスト内の条例案は何か？

答:

州地方立法計画作成における公開追加リストの構成は下記の通りである<sup>31</sup>：

### a. 最高裁判所判決の結果

最高裁判所の判決の結果として公開追加リスト内に盛り込まれる条例案の内容は、

---

<sup>30</sup> 内務省、「地方の法令の制定に関する内務大臣令」、公報 2018 年第 157 号第 15 条（5）項

<sup>31</sup> インドネシア、「法令の制定に関する法律」第 38 条（1）項、第 239 条（5）項、「2014 年法律第 23 号」第 40 条（1）項、「2014 年大統領令第 87 号」第 16 条（4）項、「2018 年内務大臣令第 120 号」

(上位法令に反しているために) 最高裁判所の判決を受けた法令内の項、条、及び/又は部に関する内容を定める条例案に限られる。最高裁判所の判決により改正される規制の調和を維持するために、最高裁判所の判決で無効とされた内容に関連する条例案にある条、項、及び/又は部の規定の調整も必要となる。最高裁判所の判決を受けた条又は項以外の条又は項を記載する条例案も地方立法計画内の計画手続きを経なければならない。

#### **b. 州予算**

公開追加リストに盛り込まれる地方予算に関連する条例案とは:

1. 地方予算に関する条例案
2. 地方予算の改正に関する条例案、及び
3. 地方予算実施説明責任に関する条例案

上記 a 及び b 以外に、州地方立法計画には下記から構成される公開追加リストを記載することも可能<sup>32</sup>である:

- a. 郡又はそれに類する団体の設立、分割及び合併、及び/又は
- b. 村又はそれに類する団体の設立、分割及び合併

これは、「地方政府に関する2014年法律第23号」の規定、及び上述のもの以外に、県/市の地方立法計画には下記に関する公開追加リストを記載可能であると定めた「地方の法令の制定に関する2015年内務大臣令第80号」の規定<sup>33</sup>と調和したものである。

- a. 郡の整備、及び
- b. 村の整備

「法令の制定に関する2011年法律第12号」及び「法令の制定に関する2011年法律第12号の施行規則に関する2014年大統領令第87号」の規定は、「地方政府に関する2014年法律第23号」及び「地方の法令の制定に関する2015年内務大臣令第80号」の規定と同じ意図であると結論づけることが可能である。

---

<sup>32</sup> インドネシア、「法令の制定に関する法律」第 41 条

<sup>33</sup> 内務省、「地方の法令の制定に関する内務大臣令」第 239 条( 6 )項

上記の規定の他に、公開追加リストには無効にする条例、確認する必要がある条例は上位法令の委任に基づき条例を記載すること可能である。

## 問 25

地方立法計画外での条例案作成とは何か？

答:

地方立法計画外での条例案作成とは、下記に該当する場合に地方立法計画外で地方議会又は地方首長が条例案を提案することである

- a. 異常事態、武力衝突又は自然災害の克服
- b. 他者との協力のフォローアップ
- c. 地方立法機関及び州法務局/県・市法務部共同承認し得る条例案への緊急性が確認できるその他の特定の状況の克服、及び
- d. 地方立法計画制定後の上位法令の規定による委任

法令の制定に関する2011年法律第12号第38条(2)項には、aないしcのみ規定されている。しかし、地方政府に関する2014年法律第23号第239条(7)項には、aないしc以外に、州条例の場合には大臣、県条例の場合には中央政府の代表としての州知事無効の決定を行った場合及び地方立法計画制定後の上位法令の規定による委任について規定されている。大臣又は州知事による無効の決定については、内務大臣及び中央政府の代表者としての州知事による州条例及び県/市条例を無効とする権限は1945年憲法に反している認定した憲法裁判所判決No 137/PUU-XIII/2015及び憲法裁判所判決No 56/PUU-XIV/2016が存在することにより、指針

<sup>34</sup> インドネシア法令の制定に関する2011年法律第12号の施行規則に関する大統領令第40条(2)項

<sup>35</sup> インドネシア法令の制定に関する法律第38条(2)項: 特定の状況において州地方立法計画外で州地方議会又は州知事は条例案を提案することが可能である:

- a. 異常事態、武力衝突又は自然災害の克服
- b. 他者との協力の結果、及び
- c. 地方議会の地方立法機関及び州法務局が共同承認し得る条例案への緊急性が確認できるその他の特定の状況の克服

<sup>36</sup> インドネシア地方政府に関する法律、第239条(7)項:

特定の状況において、下記の事由により、地方議会又は地方首長が条例案を提案することが可能である:

- a. 異常事態、武力衝突又は自然災害の克服
- b. 他者との協力のフォローアップ
- c. 地方議会の地方立法機関及び地方政府の州の法務局/県・市の法務部が共同承認し得る条例案への緊急性が確認できるその他の特定の状況の克服、及び
- d. 州条例の場合大臣、県/市条例の場合中央政府の代表としての州知事による取り消しの結果
- e. 地方立法計画制定後の上位法令の規定による委任

とすることはできなくなっている。そのため、州条例及び県/市条例を無効とする権限は最高裁判所のみが有している。

地方立法計画外の条例案の例:

地方議会議長団及び議員の財政及び行政権に関する条例案は、地方議会議長団及び議員の財政及び事務的権利の行使については条例で定めると規定した「地方議会議長団及び議員の財政及び行政権に関する2017年政令第18号」第28条の委任を受けたものである。さらに、第29条では、本政令施行時点において、地方議会議長団及び議員の財政及び行政権の行使に関連する、又はこれについて規制する条例及び地方首長規則は、本政令公布から3ヶ月以内に本政令に基づき規制を調整する義務を負うと規定している。同政令が2017年5月30日に制定されているため、条例案は、2017年8月30日までに条例として制定しなければならないのである。

#### **問 26**

地方議会が定めた地方立法計画の変更は可能か？

答:

上位法令の中で地方立法計画の変更というのは存在しないため、地方議会が定めた地方立法計画は実務上変更することができない。

#### **問 27**

地方政府が提出する地方立法計画に記載された条例案を地方議会が提出する年度地方立法計画に移行する、又はその逆は可能か？

答:

法令の中で移行の仕組みは定められていないが、実際には、条例案提出者は、地方政府及び地方議会の予算の確保状況を考慮しつつ、地方政府及び地方議会の合意に基づきこれを行っている。

#### **問 28**

アカデミックペーパーとは何か？

答:

アカデミックペーパーとは、法律案、州条例案又は県/市条例案における、社会に存在する問題及び法的ニーズに対する解決策としての問題の規制に関して、特定の問題に対するその他の研究成果の形で学術的に説明責任を果たしたペーパーのことである<sup>37</sup>。

## 問 29

すべての州条例にアカデミックペーパーが必要か？

答:

州条例案には解説若しくは説明、及び/又はアカデミックペーパーを添付する<sup>38</sup>。

これについては、下記に関する州条例案には適用が除外されており、アカデミックペーパーは添付せず、主旨及び規制する内容を記載した説明を添付すれば足りる：

- a. 州予算
- b. 州条例の廃止、又は
- c. 複数の内容を改正するだけの州条例の改正

## 問 30

アカデミックペーパーを作成できるのは誰か？

答:

アカデミックペーパーは条例提案者が作成する<sup>39</sup>。提案者とは、条例案の提案を行う地方政府の部局等の代表者及び地方議会の議長団のことである<sup>40</sup>。

提案者によるアカデミックペーパーの作成には法務分野を担当する省の出先機関及び条例案で定める予定の内容に応じた専門性を有する第三者を関与させることが可能である<sup>41</sup>。

地方政府の部局等の代表者が提案する条例案の場合、解説若しくは説明、及び/又はアカデミックペーパーの作成には州法務局/県・市法務部を関与させなければならない。

---

<sup>37</sup> インドネシア、「法令の制定に関する法律」第 1 条 11 号

<sup>38</sup> 同書第 56 条

<sup>39</sup> インドネシア、「法令の制定に関する2011年法律第12号の施行規則に関する大統領令」第67条（1）項

<sup>40</sup> 同書第 1 条 14 号

<sup>41</sup> 同書第 67 条（4）項

地方議会議員、委員会、合同委員会、又は条例制定機関が提案する条例案の場合、解説若しくは説明、及び/又はアカデミックペーパーの作成は条例制定機関が調整する<sup>42</sup>。

### **問 31**

州条例制定のための解説若しくは説明、及び/又はアカデミックペーパーを作成するのは誰か？

答:

提案者は州条例案を準備するにあたり、解説若しくは説明、及び/又はアカデミックペーパーを添付する<sup>43</sup>。この規定に基づき、提案者が行う解説若しくは説明、及び/又はアカデミックペーパーの作成を行うのは、この場合、任務と機能に基づき、条例制定の提案者となる地方政府の部局等である。

提案者は、解説若しくは説明、及び/又はアカデミックペーパーの作成において州法務局を関与させる。また提案者は法務人権省出先機関を関与させることも可能であり、必要な場合には条例案で定める予定の内容に応じた専門性及び能力を有する大学又は非政府機関等の第三者を関与させることも可能である。

地方議会の議員、委員会、合同委員会又は条例制定機関が提案する州条例案の場合、解説若しくは説明、及び/又はアカデミックペーパーの作成は条例制定機関が調整する<sup>44</sup>。

### **問 32**

提案者によるアカデミックペーパー作成のための指針は何か？

答:

アカデミックペーパーの作成は、「法令の制定に関する2011年法律第12号」付属書類Ⅰを指針とする。付属書類Ⅰの中でアカデミックペーパーに記載が必要な事項、範囲及び構成が定められている。

---

<sup>42</sup> インドネシア、「州、県、及び市地方議会服務規則作成指針に関する 2018 年政令第 12 号」、官報 2018 年第 59 号、官報補遺第 6197 号第 6 条（1）項

<sup>43</sup> インドネシア、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する大統領令」第 67 条（1）項

<sup>44</sup> インドネシア、「州、県、及び市地方議会服務規則作成指針に関する政令第 5 条（2）項

「法令の制定に関する2011年法律第12号」付属書類Ⅰに基づき、アカデミックペーパーの構成に含まれるのは下記の通りである:

タイトル

まえがき

目次

第1章 イントロダクション

第2章 理論的検証及び実証的实践

第3章 関連法令の評価及び分析

第4章 哲学的、社会的及び法的基盤

第5章 法律、州条例又は県/市条例の規制の対象、方向性及び範囲

第6章 結びの規定

### **問 33**

州条例制定における解説又は説明に記載する内容は何か？

答:

州条例案に添付する解説又は説明には、とりわけ下記に関する概要を記載する:

- a. 作成の緊急性及び背景、実現したい目標及び目的
- b. 直面している問題
- c. 他の法令との関連性及び調和、及び
- d. 範囲、内容、対象及び規制の方向性

それらの事項の他に、解説又は説明には、規制する内容に対する政策影響分析も記載する。

地方議会が提案する条例案の場合、解説又は説明には、条例案を提案した地方議会の議員、委員会、合同委員会又は条例制定機関の名簿及び署名も記載する<sup>45</sup>。

### **問 34**

---

<sup>45</sup> 内務省、「地方の法令の制定に関する2015年内務大臣令第80号」、インドネシア、「法令制定に関する2011年法律第12号の施行規則に関する大統領令」及び「法令の制定に関する2011年法律第12号」及び「州、県、及び市地方議会服務規則作成指針に関する政令」

アカデミックペーパーの調和とは何か？

答:

アカデミックペーパーの調和とは、「法令の制定に関する2011年法律第12号」付属書類Ⅰに規定されているアカデミックペーパー作成指針に基づき、作成技術及び内容についてアカデミックペーパーの適合性を精査及び確認するプロセスのことである。

州の部局等から受理した州条例案のアカデミックペーパーの調和は、州法務局が行う。調和はステークホルダーを関与させた上で調和会議の中で行う。調和のプロセス終了後、州法務局は、州地方官房長を通じ、調和結果の解説とともに調和済みの州条例案のアカデミックペーパーを再び州の部局等に提出する<sup>46</sup>。

アカデミックペーパーの調和に研究開発を担当する地方の部局等を関与させる。この研究開発を担当する地方の部局等の関与は、調和会議での口頭及び/又は書面によるコメント又は意見の提出等の形式によって可能である<sup>47</sup>。

### 問 35

良いアカデミックペーパーの作成方法とはどのようなものか？

答:

良いアカデミックペーパーは、制定予定の条例案により解決する特定の問題に対する詳細な法研究及び検証結果に基づき作成されるものである。実施する法研究及び検証は、当該地域の社会における法的ニーズに基づき、文献又は実証アプローチにより学術的に説明責任を負うことができるものでなければならない。

良いアカデミックペーパーの作成には、条例制定に関する政策の社会生活に対する影響分析も盛り込まなければならない。政策の影響を測定するために、*Cost and Benefit Analysis(CBA)*、*Regulatory Impact Assessment (RIA)*及び当該地方政府の政策制定ニーズに基づいて開発されたその他の手法等、認められた基準を満たしたアプローチを用いることができる。

---

<sup>46</sup> インドネシア、「法令制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する大統領令」第 68 条

<sup>47</sup> 内務省、「地方の法令の制定に関する 2015 年内務大臣令第 80 号の改正に関する内務大臣令」第 23 条



### 問 36

アカデミックペーパーは条例案作成段階で修正可能か？

答:

アカデミックペーパーは条例案に盛り込まれる政策決定の根拠及び基本的考え方としなければならないため、理想としては、アカデミックペーパーは条例案作成段階に定める内容の変化に応じて修正しないほうがよい。アカデミックペーパーは文献又は実証的な学術研究の手法を用いた研究/検証結果に基づき作成されるため、アカデミックペーパーに盛り込まれる内容は条例案で対応する予定の社会的法的ニーズの実際の姿である。必要な場合、アカデミックペーパーの調整は2011年法律第12号付属書類Ⅰに定められている作成技術に基づき行う。

### 問 37

アカデミックペーパー完成に必要な期間はどれくらいか？

答:

アカデミックペーパー作成期間を定める法令の規定はない。アカデミックペーパー作成期間は、制定の背景となる問題の難易度又は複雑さ、条例案で定める予定の内容の難易度に応じる。期限については、アカデミックペーパーは当該条例案が地方立法計画の年度優先項目として記載される前に完成していなければならない。

### 問 38

州地方首長規則案作成計画プロセスはどうなっているか？

答:

州地方首長規則作成計画は、州地方政府の提案者からの提案に基づき、州地方政府のニーズに応じて行われる。州地方首長規則作成計画の有効期間は1年間であり、州の首長が定める。

州地方首長規則作成計画の調整は、州法務局が行う。調整を行う中で、州法務局及び提案者は、上位法令の委任及び権限に基づき州地方首長規則作成計画を定めることが可能である。州地方首長規則作成計画の作成の際、各提案者は提案する州地方

首長規則案コンセプトを準備できていることが望ましい。調整結果を反映した州地方首長規則作成計画は、決定のために州知事に提出する。

### 問 39

県/市地方首長規則案作成計画プロセスはどうなっているか？

答:

県/市地方首長規則作成計画は、県/市地方政府の提案者からの提案に基づき、県/市地方政府のニーズに応じて行われる。州（日本語訳注：原文ママ。正しくは県/市）地方首長規則作成計画の有効期間は1年間であり、県/市の首長が定める。

地方首長規則作成計画の調整は、県・市法務部が行う。調整を行う中で、県/市法務部及び提案者は、上位法令の委任及び権限に基づき県/市（日本語訳注：原文ママ。正しくは県/市）地方首長規則作成計画を定めることが可能である。地方首長規則作成計画の作成の際、各提案者は提案する地方首長規則案コンセプトを準備できていることが望ましい。調整結果を反映した県/市地方首長規則作成計画は、決定のために県知事/市長に提出する。

### 問 40

上位法令により委任されている複数の内容を1つの条例案で制定可能か？

答:

法令の簡素化の枠組みにおいて、上位法令により委任されている複数の規定の内容を1つの条例案で制定することは可能である。ただし、とりわけ下記を考慮すること：

- a. 内容の共通性/統一性
- b. 実施の有効性、及び
- c. 作成の費用便益の効率化

法令による複数の委任を受けて作成が可能な条例の例は、「廃棄物管理に関する2008年法律第18号」第11条(2)項、第12条(2)項、第17条(3)項、第18条(2)項、第22条(2)項、第24条(3)項、第25条(4)項、第28条(3)項、第29条(3)項及び(4)項、第31条(3)項、及び第32条(3)項の規定を実施するための内容である廃棄物管理に関する条例である。

#### **問 41**

条例により地方首長規則に委任されている複数の内容を1つの地方首長規則案で制定可能か？

答:

上記問38（日本語訳注：原文ママ。正しくは問40と思われる）の回答で記述されている条例作成の簡素化と同様、条例により委任されている複数の規定の内容を実施するために地方首長規則案を作成することは可能である。ただし、とりわけ下記を考慮すること：

- a. 内容の共通性/統一性
- b. 実施の有効性、及び
- c. 作成の費用便益の効率化

#### **問 42**

複数の種類の上位法令により委任されている複数の内容を1つの条例案で制定可能か？

答:

条例の簡素化を行う上で共通の指標を用いることで、複数の上位法令により委任されている複数の内容を1つの条例案で制定することが可能である。ただし、とりわけ下記を考慮すること：

- a. 内容の共通性/統一性
- b. 実施の有効性、及び
- c. 作成の費用便益の効率化

例:

「公有物管理に関するマグタン県2021年条例第1号」。本条例は、「国有物/公有物管理に関する2014年政令第27号」第105条及び「公有物管理指針に関する2016年内務大臣令第19号」第511条(1)項の施行規則である。

#### **問 43**

地方立法計画に記載する条例案を定めるために満たすべき要件は何か？

答:

地方立法計画に記載する条例案は、アカデミックペーパー/解説又は説明及び条例案の形式での要件を満たさなければならない。

## B. 作成

### B.1. プロセス及び段階

#### 問 44

州条例案作成プロセスはどのようなものか？

答:

州条例案作成プロセスは下記から構成される:

#### a. 州地方政府が提案する州条例案：

州知事が州地方立法計画に基づき提案者に州条例案作成を命じる。州知事が州条例案作成チームを結成し、州知事決定書でこれを定める。提案者は作成する州条例案の内容に責任を負う。

州地方議会に提出する前に、当該州の法務人権省地方事務所でコンセプトの調和、一体化及び定着化を行うために、作成チーム長は、作成チーム及び提案者の調整済みである旨の簡易署名を付与された州条例案を、州地方官房長を通じて州知事に提出する。

#### b. 州地方議会が提案する州条例案

州地方議会が提案する州条例案は、州地方立法計画に基づき、州地方議会の議員、委員会、合同委員会又は条例制定機関が提案できる。その作成において、州地方議会は1年の任期の特別委員会を結成することが可能である。当該任期期間に特別委員会が作成する条例案が完成しない場合は、作成は条例制定機関に引き継がれる。

州地方議会の議員、委員会、合同委員会又は条例制定機関が提出済みの州条例案は、解説又は説明及び/又はアカデミックペーパーを添付して州地方議会議長団に書面で提出し、その後コンセプトの調和、一体化及び定着化を行うために法務人権省地方事務所に提出する。

調和済みの案は、州地方議会本会議に引き継ぐために州地方議会議長団に再び提出される。州地方議会本会議は当該州条例案の承認、改正を施した上で承認、又は否決の決定が可能である。本会議によって、改正を施した上で承認という決定を受けた案の修正及び調整は、委員会、合同委員会、条例制定機関、又は州地方議会議長団からの委任に基づく特別委員会がこれを行う。調整結果は再び州地方議会議長団に提出され、事前に州知事にその州条例案を提出した上で審議プロセスに引き継がれる。

#### **問 45**

公開追加リストに記載される州条例案の作成プロセスはどのようなものか？

答:

公開追加リストに記載される州条例案は下記から構成される:<sup>48</sup>

- a. 最高裁判所判決の結果、及び
- b. 州予算

公開追加リストに記載される州条例案は、州地方議会決定書により、州地方議会本会議で決定される。

公開追加リストに記載される州条例案は提案者が準備する。州知事は州条例案作成チームを結成し、州知事決定書でこれを定める。

コンセプトの調和、一体化及び定着化のために、作成チーム長は作成チーム及び提案者の調整済みである旨の簡易署名を付与された州条例案を、州地方官房長を通じて州知事に提出する。

#### **問 46**

州地方立法計画外の州条例案作成プロセスはどのようなものか？

答:

---

<sup>48</sup> 「2014年大統領令第87号」第40号（1）項

州地方立法計画外の州条例案は、州知事からの提案者許可に基づき、特定の状況の場合に提案者が提案可能である。

特定の状況に含まれるのは<sup>49</sup>：

- a. 異常事態、武力衝突又は自然災害の克服
- b. 他者との協力のフォローアップ
- c. 地方立法機関及び州法務局の共同承認が可能な条例案への緊急性が確認できるその他の特定の状況、及び
- d. 地方立法計画制定後の上位法令の規定による委任

州立法計画外の州条例案は提案者が準備する。州知事は州条例案作成チームを結成し、州知事決定書でこれを定める。

コンセプトの調和、一体化及び定着化のために、作成チーム長は、作成チーム及び提案者の調整済みである旨の簡易署名を付与された州条例案を、州地方官房長を通じて州知事に提出する。

#### **問 47**

州地方政府が提案する州条例案作成段階はどのようなものか？

答:

州地方政府が提案する州条例案の作成段階は下記から構成される:

1. 作成チームの結成
  - a. 州条例案作成チームの結成
  - b. 作成チームによる州条例案の作成、及び
2. 州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化

#### **問 48**

州地方議会が提案する州条例案の作成段階はどのようなものか？

答:

州地方議会が提案する州条例案作成段階は下記から構成される:

---

<sup>49</sup> インドネシア、「地方の法令の制定に関する 2015 年内務大臣令第 80 号の改正に関する 2018 年内務大臣令第 120 号」第 16 条（5）項

1. 州条例案の作成
2. 州条例案のコンセプトの調和、一体化及び定着化、及び
3. 州地方議会本会議

## B.2. 作成チーム

### 問 49

州地方政府が提案する州条例案の作成チームは誰か？

答:

- a. 州地方政府が提案する州条例案の作成チームは、州地方立法計画に基づき州条例案を作成するために州知事が結成したチームである。作成チームは、提案を行う地方政府の部局等から指名を受けたチーム長が代表する。作成チーム長には、提案者又は指名を受けた他の官吏出身者が就くことが可能である。チーム長が指名を受けた他の官吏の場合でも、提案を行う地方政府の部局等の代表者は作成する条例案の内容に引き続き責任を負う。

作成チームのメンバー構成は下記の通りである。<sup>50</sup>

1. 州知事
2. 地方官房長
3. 提案する地方政府の部局等
4. 州法務局
5. 関連する地方政府の部局等、及び
6. 法令ドラフター

上記の作成チームメンバー構成の他に、州知事は関連する出先機関及び/又は作成中の州条例案の内容に関連する問題に長けた有識者を関与させることが可能である。

- b. 州地方議会が提案する州条例案の作成チームは、州条例制定計画に基づく提案者としての州地方議会の議員、委員会、合同委員会又は条例制定機関である。

州地方議会が提案する州条例案の作成チームに関する規制は、服務規則に関する州地方議会令で定められている。

### 問 50

---

<sup>50</sup> インドネシア、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する大統領令」第 70 条（3）項

条例作成の提案者になることができるのは誰か？

答:

条例作成の提案者になることができるのは下記に該当する者である:

- a. 州地方政府が提案する州条例案の場合、州の部局等の代表者、又は
- b. 州地方議会が提案する条例案である場合、州地方議会の議員、委員会、合同委員会、又は条例制定機関

#### **問 51**

州条例の作成を調整するのは誰か？

答:

州条例の作成を調整するのは下記に該当する者である:

- a. 州地方政府が提案する州条例案の場合、州法務局、又は
- b. 州地方議会が提案する条例案の場合、条例制定機関

#### **問 52**

州条例案作成チーム会議の審議はどの範囲で行われるか？

答:

州条例案作成チーム会議の審議は、下記に関する原則的な問題に重点が置かれる:

- a. 主旨
- b. 規制する範囲
- c. 対象
- d. 規制の方向性
- e. 州条例案コンセプトの調和、及び
- f. 州地方政府の権限となっている行政

#### **問 53**

州条例案作成チームの任務は何か？

答:

州条例案作成チームの任務は下記の通りである:



- a. 作成チームが州条例案の初期コンセプトを作成する
- b. 州条例案作成チームメンバーが州条例案に意見する
- c. 州条例案作成チーム長が決定又は指示を仰ぐために、地方官房長に対し、州条例案の進捗状況及び/又は直面する問題を報告する
- d. 州条例案作成チーム長が、十分な解説及び/又は説明を添付した上で、州条例案文書の各ページに州条例案作成チーム全メンバーの同意を示す簡易署名を得た最終案を州地方官房長を通じて州知事に提出する。

#### **問 54**

州条例案作成段階と州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化の段階の違いは何か？

答:

州条例案作成段階と州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化の段階の違いは、下記の2つの事項から判断できる:

- a. 条例案の作成は、アカデミックペーパーを指針とする。アカデミックペーパーは様々な概念的事項を定めており、アカデミックペーパーに記載されている内容を起草するのが作成の任務である。州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化は規則間の重複がないようにするのが主な任務である。
- b. 作成段階において、（法務人権省地方事務所の法令ドラフターの業務地域分担に基づき）法務人権省地方事務所のドラフターを関与させることが可能である。一方、州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化段階において、法務人権省地方事務所は（法務人権省地方事務所における条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化プロセスにおける作業部会の分担に基づき）調和プロセスを実施する権限を有している。その調和プロセスにおいて、法務人権省地方事務所は、作成プロセスに既に関与しているかどうかを問わず、法令ドラフターを関与させる。

#### **問 55**

州条例案作成チームでの活動を終了させると判断する上での基準は何か？

答:

州条例案が州条例案作成チームでの活動を終了させると判断する際の基準は、とりわけ下記の事項である:

- a. 主旨、規制する範囲、対象、規制の方向性、又は条例案コンセプトの調和、州地方政府の権限となっている行政及び作成技術に関する原則的な問題がない。
- b. 条例案が作成チーム長及び提案を行う地方政府の部局等の調整済みである旨の簡易署名を付与されている、及び
- c. 条例案が作成チーム長及び提案を行う地方政府の部局等の調整済みである旨の簡易署名を付与されている（日本語訳注：原文ママ。b.の重複と思われる。）、作成チーム長が州知事に起草結果を提出している。

### B.3. コンセプトの調和、一体化及び定着化

#### 問 56

地方で制定される法令案のコンセプトの調和、一体化及び定着化とは何か？

答:

1. 調和は、条例案及び地方首長規則案に他の法令の内容と関連する内容があり、法令の外部規範との関連性を有するために調和が必要である場合に実施される。地方において法令案の調和のための審議は内容が垂直的にも水平的にも矛盾しないようにするために重要な意味を有する。法令の規範の矛盾は法の不確実性の原因となり、（地方）政府の法的措置若しくは行為の不整合、又は地方において法令で定められた法的主体の関係性に混乱を招きうる。そのため、調和プロセスの目的は、地方において法の不確実性を招かないように法令間の規範の調和及び衝突の防止を行うことである。これにより、地方におけるすべての法令が矛盾なく各分野に応じて正しく遂行されることが期待される。
2. コンセプトの一体化とは、条項が完全な1つの規範として構成され、他の事項を規制することなく地方の法令案のタイトルに応じた範囲のみを規制するようにするプロセスである。
3. コンセプトの定着化とは、調和会議の結果が合意された後、地方の法令案の内容のすべてについて、機関、地方政府の部局等又はステークホルダーからの不満又は異なる見解の有無を再度確認することである。